

平成29年8月7日

千葉県習志野市議会議長 様

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

全国森林環境税創設促進議員連盟

会長 板垣一徳

(新潟県村上市議会議員)

「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について (依頼)

当連盟の活動については、日頃よりご支援、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、当連盟は、森林の公益的機能を継続して確保するため、その保全を担う市区町村の森林・林業・山村対策の抜本的強化を図ることを目的とし、新たな税財源である「全国森林環境税」を創設することを目指し、全国の加盟市町村長で組織する「全国森林環境税創設促進連盟」と共に平成6年より活動を進めてきたところであります。

このような中、政府・与党は、『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用も含め都市、地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針が示されたところであります。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題であります。

このような状況を踏まえ、当連盟では本年度が制度実現のための正念場であると捉え、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」導入の一日も早い実現を求めるため、全国の市区町村議会での意見書の採択を求めることとしたところであります。

つきましては、貴議会におかれましては、9月定例議会において「全国森林環境税の創設」に関する意見書をご採択いただき、政府・国会等関係要路にご提出いただきますようお願い申し上げます。

記

1 提出いただきたい意見書 (例) 別案のとおり

2 担当事務局 〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

全国森林環境税創設促進議員連盟事務局 (新潟県村上市議会事務局内)

担当: [REDACTED]

TEL/FAX [REDACTED] (直通)



習志野市議会 議長

田中 真太郎 様

住民の健康増進と 2020 東京オリンピック・パラリンピックにむけて
受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情書

陳情者

習志野市谷津 3-1 谷津パークタウン 32 号等 606

スモークフリーキャラバンの会

「スモークフリーキャラバン in 千葉」

宇野澤 由美子

代表 (共同代表)

千葉市中央区新宿 2-5-21 田那村 雅子

野田市山崎 2701-1-301 紅谷 歩

(陳情趣旨)

スモークフリーキャラバンの会は、喫煙の健康障害を広く啓発し、国民を受動喫煙の被害から守るために受動喫煙防止条例(屋内全面禁煙)の制定を求めて活動している団体です。

一昨年までに全国 46 都道府県(神奈川県を除く)を訪問し、昨年からは東京都下 54 自治体(島嶼部を除く)を訪問し、当該の知事・首長・議長等に条例の早期制定を訴えてきました。今般、千葉県民の健康を守るために、千葉県下 54 市町村の首長・議長に表記の要望・陳情を行うことにいたしました。

喫煙の健康障害については既に医学的にも立証され、厚生労働省等の公的機関においても議論の余地なく認識されているところです。さらに、受動喫煙については「タバコを吸わない人が健康障害を被る」ことから社会的対策が強く求められています。

しかし、2017 年に厚生労働省が作成した健康増進法改正案(いわゆる受動喫煙防止法)の原案に多くの国民が賛成しているにも関わらず、今年の通常国会での法案提出は見送られ、法案の制定は足踏み状態にあります。受動喫煙防止施策は国や県だけの専決事項ではなく基礎自治体としての責任も重大です。当該地域住民(特に、飲食店等のサービス産業で働く労働者や、自ら受動喫煙から身を守る事の出来ない子供)の健康を守る為に、条例にて明確に受動喫煙を防止することが必要です。

また、千葉県内ではオリンピック・パラリンピックに際し計 8 競技の開催が決まっています。オリンピックについては、国際オリンピック委員会(IOC)が 1988 年に禁煙開催方針を採択し、カルガリー大会以降会場の内外が禁煙化されました。さらに、2010 年には IOC と世界保健機関(WHO)とで「たばこのないオリンピック」の合意がなされ、以来、競技会場だけでなく、開催国(開催都市)では飲食店を含む屋内施設を全面禁煙とする法律や条例が整備されてきました。千葉県においても受動喫煙防止条例が制定される必要があります。そのためにも、まず、貴自治体として地域の特性に応じた受動喫煙防止条例の早期制定を求め、下記事項を陳情いたします。

(陳情事項)

- 1 貴自治体として地域の特性に応じた受動喫煙防止条例を早期に制定すること。



千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書の

提出に関する陳情

陳情趣旨

受動喫煙の問題については、「タバコを吸わない人が健康障害を被る」ことから早急に防止策が強く求められています。

県内の飲食店等のサービス産業で働く労働者や利用者、また、自ら受動喫煙から身を守る事の出来ない子ども達の健康を守る為に、千葉県受動喫煙防止条例の制定が強く望まれます。

また、千葉県内では2020オリンピック・パラリンピックに際し多くの海外からの訪問者を、「タバコ使用のない快適な環境」でお迎えする「おもてなし」をすることが、千葉県民の日本国民への責務であると考えます。

これらのために、千葉県受動喫煙防止条例を早期に制定する必要があります。貴市議会として「千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書」を千葉県知事へ提出頂きたいようお願い申し上げます。

陳情項目

1. 県民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて、千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書を、千葉県知事へ提出してください。

平成29年8月23日

住所 千葉県船橋市西船4-12-1

ふりがな なかくき かずのり
氏名 中久木 一乗

タバコ問題を考える会・流山 世話人

習志野市議会議長 田中 真太郎 様

連絡先：

〒278-0022

千葉県野田市山崎 2701-1-301

紅谷 歩 (べにたに あゆむ)：事務局

TEL： ██████████ FAX： ██████████



「秋津幼稚園を廃止し計画中とされる新設第七中学校区における
市立こども園に統合することについて、市の計画を留保し、
話合いの継続を求める請願」

紹介議員

中山 恭順



平成29年8月24日

習志野市議会 議長 田中 真太郎 様

(提出者)秋津有志の会

習志野市秋津2-3-7-104 岸 裕司

習志野市秋津2-3-7-201 坂本 正樹

秋津幼稚園PTA有志

習志野市秋津4-17-16 大宮 陽子

習志野市秋津1-3-7-103 伊波 麻子

秋津幼稚園を廃止し計画中和される新設第七中学校区における市立こども園に統合することについて、市の計画を留保し、話合いの継続を求める請願

〈請願事項〉

・秋津幼稚園を廃止し計画中和される第七中学校区における市立こども園への統合に関する計画の、唐突且つ性急な提案を市はいったん留保すること。

・その上で秋津幼稚園の継続・存廃・こども園化計画等について、地区住民の多数が納得し、理解するに至るまで市は今後とも継続的に丁寧な対話の場を設けること。

〈趣旨および理由〉

・秋津幼稚園の廃止等について、5月23日の秋津幼稚園保護者会および6月17日のまちづくり会議、7月11日市民説明会と市当局より説明が行われたが、地域住民の理解が進まず、行政との合意形成が図られていないため。

習志野市における、受動喫煙防止対策に関する陳情書

1. 陳情趣旨

貴議会におかれましては、市政に日夜ご活躍され大きな成果をあげられていることに深甚な敬意を表すものです。

また、私どもの事業活動に、日頃から格別のご理解とご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

受動喫煙防止対策に関し、以下のとおり要望します。

2. 陳情理由

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として国において受動喫煙に関し、法制化による規制の議論がなされているものと承知しています。我々も受動喫煙は防止すべきであると考えています。しかしながら、その対策は各事業者や施設管理者が実態に則した判断によりなされるべきものであり、法制化による強制的な規制をすべきではありません。公共施設での分煙対策、飲食店や宿泊施設での分煙の取組みや店頭表示を進めることで受動喫煙を防止できると考えています。

分煙や店頭表示等の様々な取組みにより、たばこを吸う方と吸われない方が共存できる社会こそが日本が誇るおもてなしと考えています。

現在、千葉県において「飲食店等における喫煙環境を示す店頭表示の向上促進」が行われています。我々はその取組み、趣旨に賛同し受動喫煙防止への取組みを行っているところです。貴市におかれましては、条例化による強制的な規制がなされることなく、各事業者の取組みによる受動喫煙防止対策にご理解、ご支援をいただけますよう求めます。

また、オリンピック・パラリンピック開催に向けた喫煙環境規制において、開催国や開催都市に対し喫煙規制の強化は義務付けられていないと認識しています。これまでのオリンピック・パラリンピック開催都市をはじめ諸外国では、屋内が禁煙の場合でも屋外では自由に喫煙できる環境にあり、日本におきましては屋内外で禁煙化・分煙化が進展していることから諸外国に比べ受動喫煙対策が遅れているとはいえません。

たばこは合法的嗜好品です。屋内外双方で禁煙化・分煙化が進んでいる状況の中、法制化による規制が導入されると、たばこ販売店や飲食店での売上減少等、各事業者や施設管理者の現場が混乱することは必至であり、条例化による強制的な規制には反対であるため、以下事項を陳情します。



貴市におかれましては、条例化による一律的、強制的な規制がなされることなく、各事業者の取組みによる受動喫煙防止対策に、ご理解、ご支援をいただきますよう切にお願いいたします。

平成 29年 8月28日

〒260-0042
千葉市中央区椿森 2-16-15
新千葉県たばこ商業協同組合連合会
TEL [REDACTED]

かいちょう いだ あきら
会長 井田 明

〒275-0001
千葉県習志野市東習志野 4-10-1
千葉県たばこ商業協同組合
TEL [REDACTED]

ちばしぶいいん いそがい きいち
千葉支部委員 磯貝 貴一

習志野市市議会議長

田中 真太郎 様

習志野市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策に関する陳情

1. 陳情趣旨

受動喫煙防止に関して、条例化による一律的、強制的な規制ではなく、事業者の自主的な取組みによる受動喫煙防止対策を行っていただけますよう切にお願いします。

2. 陳情理由

現在、国政において受動喫煙に関し、法制化の議論がなされている事は、我々も承知しており、受動喫煙は防止すべきものであると認識しております。

千葉県においては、「飲食店等における喫煙環境を示す店頭表示」を推進しており、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた受動喫煙防止への取組みを行っております。我々も受動喫煙を防止することに異論を唱えるものではなく、千葉県の取組みや趣旨に賛同し受動喫煙防止への取組みを行っているところです。

受動喫煙防止対策は、飲食施設の事業者や施設管理者が店舗の実態に即した判断によりなされるべきものであり、法律や条例によって強制的に規制されるものではありません。施設内の分煙や喫煙環境を示す店頭表示等のさまざまな取組みにより、たばこを吸うお客様、吸わないお客様ともに、さまざまな形態を選択できることこそ日本が誇るおもてなしと考えております。

また、これまでのオリンピック・パラリンピック開催都市をはじめ諸外国では、屋内が禁煙の場合でも屋外では自由に喫煙できる環境にあります。

日本におきましては屋内外で禁煙化・分煙化が進んでいる状況の中、法律や条例による強制的な規制が導入されると、店舗の実態に即した取組みができず、お客様ニーズに応じた店舗を選択できないこととなります。

たばこを吸う方も吸わない方も我々にとって大切なお客様です。強制的な規制が一律に導入されれば、分煙を行いたくても資金的、スペース的な問題で分煙ができない中小の狭小店舗は全席禁煙とするしかなく、たばこを吸うお客様にはお越しいただくことができません。売り上げの減少により飲食施設の事業者や施設管理者が混乱することは必至であると考えております。加えて、国で議論がなされている法施行と貴市の条例施行によるダブルスタンダードは、事業者のみならず生活者全体に混乱を招くことを懸念いたしております。

以上のことから、貴市におかれましては、条例化による一律的、強制的な規制がなされることなく、飲食施設事業者の実態に即した取組みによる受動喫煙防止対策にご理解、ご支援をいただき、官民一体となり、バランスのとれた受動喫煙防止対策を行っていただきますよう議長に標記の陳情をいたします。



平成 29年 8月28日

千葉県船橋市市場 1-8-1

船橋地方卸売市場関連棟 2階

千葉県飲食業生活衛生同業組合

りじちょう おさない ひとし

理事長 小山内 信

TEL [REDACTED]

千葉県習志野市谷津 5-13-6

千葉県調理師会

ならしのしぶちょう かいふ よしひで

習志野支部長 海部 芳英

TEL [REDACTED]

千葉県千葉市中央区富士見 2-3-1

塚本大千葉ビル 7階

一般社団法人 千葉県調理師会

りじちょう かねこ きんたけ

理事長 金子 金平

TEL [REDACTED]

習志野市議会議長

田中 真太郎 様